

## 半田市老人ホーム入所者生活補給金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の入所者に対し、生活補給金を支給することにより、入所者の老人ホームでの生活の支援と老人ホーム運営の円滑化を図ることを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 生活補給金の支給対象者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定により、老人ホームに入所した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 支給月の初日に老人ホームに入所している者

(2) 支給月の初日前1年間の収入が90,000円未満の者

2 前項第2号に規定する収入とは、各種年金、公務扶助料その他一切をいう。ただし、次に掲げるものを除くものとする。

(1) 臨時的な見舞金

(2) 臨時的な仕送り金

(3) 慈善的性質を有する金銭

(4) 施設から個人的経費として支給される金銭

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）において収入として認定しないこととされている収入

(6) その他市長が特に認める収入

### (支給額)

第3条 生活補給金は月単位として支給するものとし、その月額は7,500円とする。

ただし、当該月分の収入があるときは、7,500円から当該収入を控除した金額とする。

### (請求)

第4条 生活補給金の支給を受けようとする者は、請求書（様式第1）に、その者が入所している老人ホームの長が発する生活補給金受領金額証明書（様式第2）に添付して、市長に対して請求するものとする。

### (支給の決定)

第5条 市長は、前条の請求があったときは支給要件を審査し、適当と認めた場合は生活

補給金を支給する。

(関係書類の整備)

第6条 生活補給金を受給する入所者がいる老人ホームの長は、当該入所者の収入状況を明らかにする書類を整備しなければならない。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により生活補給金の支給を受けた者があるときは、その者に既に支給された生活補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

請求書

金 円

上記のとおり請求します。

ただし、 年 月分の老人ホーム入所生活補給金として

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

氏 名

1

様式第2（第4条関係）

## 生活補給金受給額証明書

の 年 月分の収入は、 円であったため、半田市老人ホーム入所者生活補給金支給要綱第3条の規定により、 年 月分の老人ホーム入所者生活補給金として、金 円の支給を受けるべき状況にあることを証明します。

年 月 日

半 田 市 長 様

施 設 名

施 設 長